

[事案 21-85] 災害死亡保険金請求

- ・平成 21 年 11 月 16 日 裁定申立
- ・平成 21 年 12 月 2 日 申立不受理決定

< 事案の概要 >

被保険者(夫)が肝臓病を患い病院に入院中の平成 20 年 7 月、ベッドから転落し頭部を強打した。検査の結果、異常がなく退院、退院翌日から家業に復帰したが、1 ヶ月後に具合が悪くなり、慢性硬膜下血腫と診断され入院した。その後、血腫が拡大し意識混迷状態となった後、同年 9 月下旬に死亡した。

そこで、死亡保険金を請求したところ、普通死亡保険金は支払われたものの、災害死亡保険金他社では支払われたにもかかわらず、支払われない。夫は病院のベッドから転落、その事故を原因とする慢性硬膜下血腫により死亡したものであり、これは「不慮の事故」による死亡に当たるので、災害割増特約にもとづき災害死亡保険金を支払って欲しい。

< 不受理の理由 >

本件は、事実認定が著しく困難な事案であり、証拠書類も乏しいことから、訴訟におけるような厳密な証拠調手続をもたない当裁定審査会の審理手続にはなじまず、公正な判断を行うためには、裁判所における訴訟等の手続きで解決を図ることが適切であり、当審査会において裁定を行うことは適当ではないと判断し、生命保険相談所規程第 32 条 1 項(5)を適用して、不受理とした。